

介護保険制度が改正されます

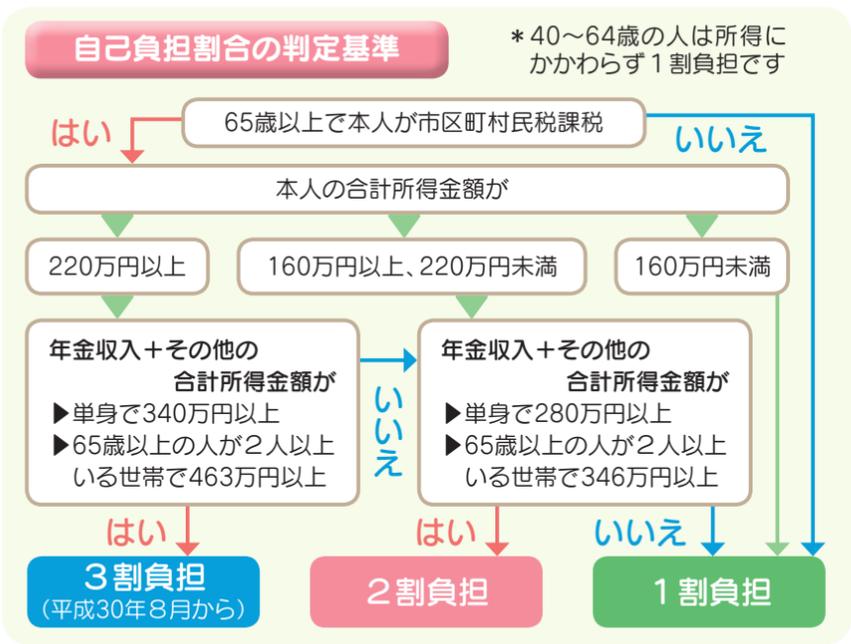
福祉用具貸与価格を見直します

- 貸与を行う業者によって差がある貸与価格の見直しを行い、利用者が適正な価格でサービスを受けられるようになります。
- ▶機能や価格帯が異なる複数の選択肢を利用者に提示(*1)
 - ▶国が公表する商品ごとの全国平均の貸与価格と、業者の設定価格の両方を提示して利用者に説明(*2)
 - ▶商品ごとに貸与価格の上限が設定され(*2)上限額を超えた場合は保険給付対象外となる
- (*1)平成30年4月から(*2)同年10月から

65歳以上の所得が高い人は

介護保険サービスの自己負担が3割になります

介護保険サービスの自己負担が2割の人のうち、一定以上の所得がある人が対象です(平成30年8月から。下図参照)。



☎介護保険課介護保険係 ☎(36)4877

介護保険料納入(決定)通知書を7月中旬に送付

65歳以上の第1号被保険者のみなさんへ

介護保険料の額は平成29年中(平成29年1月~12月)の本人の所得状況や世帯の住民税課税状況に応じて14段階に分かれています。介護保険料の判定基準や計算方法などは、納入(決定)通知書に記載していますので確認してください。

普通徴収(納付書・口座振替)の場合

●納入方法Ⅱ平成30年度の保険料を、9回の納期に分けて納入し

特別徴収(年金天引き)の場合

●納入方法Ⅱ保険料の年額を、年金の定期支払時(年6回)に分けて天引きします

*法律で徴収方法が決められているため、納入方法を普通徴収に変更することはできません

ます。最寄りの金融機関や郵便局、コンビニなどで納めてください

*便利な口座振替を利用してください。詳細は問い合わせを

平成30年度から月額

5400円(基準額)へ

介護保険料は、介護保険事業計画の策定に合わせて3年ごとに見直しています。平成30年度から32年度(第7期)の介護保険料基準額は月額5400円(福岡県平均5996円)です。

介護保険運営協議会委員募集

介護保険事業の運営や事業計画の策定に意見や助言をする協議会の市民委員を追加募集します。7月20日(金)

☎介護保険課介護保険係

☎(36)4877

後期高齢者医療保険加入者

平成30年度の後期高齢者医療保険料が決定

平成29年中の所得が確定したことに伴い、同30年度の保険料が決まりました。7月中旬に、被保険者(加入者)のみなさんへ「平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します。

■保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。保険料は、年額62万円が上限です。

【保険料の計算方法】

$$\text{保険料} = \text{被保険者均等割額} + \left[\frac{\text{総所得金額等} - 33\text{万円}}{\text{基礎控除額}} \right] \times \text{所得割率} 10.83\%$$

56,085円

▶総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」「給与収入-給与所得控除」「事業収入-必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。総所得金額等が33万円以下の場合、所得割額はかかりません

▶保険料は県内どの地域でも同じ基準で算定されます

▶保険料は加入者一人一人にかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は、2年ごとに見直されることとなっていて、平成30年度に改定されています

■保険料の軽減

▶均等割額の軽減

(世帯の所得に応じて軽減)

▶被用者保険の被扶養者であった人の軽減

*詳細は通知書に同封のパンフレットで確認を

☎国保医療課後期高齢者医療係 ☎(36)1348

(広告)

水道料金のお支払いはクレジットカードが便利。

詳しくは宗像地区上下水道料金センターまで

TEL.0940-62-0026



イオンカードのお支払いなら、ときめきポイントが200円(税込)で1ポイントたまる!

7/6(金)・7/20(金)・8/7(火)

宗像ユリックス 受付 13時~16時

相談は 17時まで

会議室5にて無料相談を実施

予約不要・先着順
お気軽にどうぞ



遺言、相続、離婚、その他お困りごと

困ったことは何でもご相談下さい。

行政書士合同事務所ロイテック 行政書士 伊藤弘幸

☎ 092-692-1151

携帯 090-7980-1240

事務所 古賀市中央1-1-50 自宅 宗像市

